

令和7年度 雲南市立大東小学校いじめ防止基本方針

0 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校のすべての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「雲南市立大東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 自尊感情を高める取組を学校生活の基盤とする。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。（いじめに気づき、人の痛みがわかる感性を養う）
- 児童と児童、児童と教員、教職員相互の温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期かつ適切に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深め、認識を共有する。

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対処等、組織的な対応を行うための中核となる組織、生徒指導委員会（以下、にこにこ委員会とする）を設置する。必要に応じて外部専門家との連携を図り、活用する。

にこにこ委員会は、校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・該当学年担任・（必要に応じて前担任・SSW・SC）で組織する。校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取組を推進する。

2 「いじめ」と「いじめ解消」の定義（いじめ防止推進法 第2条）と本校の考え

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情等の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

この定義を踏まえ、本校では個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ」を訴えてきた児童・保護者の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

この考えに従い、いじめ解消の状態を、「当該児童へのいじめ行為が止んでおり、かつ当該児童が心身の苦痛を感じていない状態」とする。

3 いじめを未然に防止するために

いじめは、「どの児童にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象とした未然防止の観点が重要である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へ育み、いじめを生まない土壌を作るために、学校目標・生徒指導テーマをもとに、にこにこ委員会を中心としながら全教職員で以下の取組を推進する。

◎学校教育目標

「自分と人とふるさとを愛し、たくましく伸びる子どもの育成」

◎生徒指導のテーマ

「児童一人一人の人格を尊重し、児童理解に努め、社会の一員として個性の伸長を図る。」

- 自己決定する児童を育てる。
- 自己理解し、自己受容する児童を育てる。
- よりよい人間関係を築く児童を育てる。

(1) 魅力ある学校づくり

① 支え合う集団づくりを行う。

- ・心の込める言葉と接し方を心がける。(誉め言葉、誉め方)
- ・児童会活動や学級活動において、児童の考えを大切にし、一人一人に活躍の場を保障する。また、それを振り返り、互いのよさを共有し認め合う時間をもつ。
- ・歌をしっかりと歌う。(教室・集会・音楽の時間・行事で心を開いて歌えるように)
- ・「いじめは決して許されないこと、かっこ悪いこと」という認識をすべての児童が持てるように、さまざまな活動の中で指導する。

② わかる授業、楽しい授業を行う。

- ・学習ルールの徹底及び始まり終わりの時間を守る。「教室は間違うところ」との認識を徹底し、安心して学習が行える環境づくりを行う。
- ・基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をあじわわせる。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童の考えを引き出す授業を日々行うことに努める。

③ 豊かな心を育む教育を推進する。

- ・人権・同和教育の充実と推進に学校一丸となってつとめ、被害者の心の痛みと加害行為の醜さ、そして加害に至った背景等自らの問題として受け止めることのできる人権感覚をあらゆる教育活動を通じて育む。また、いじめ問題解決のために自分にできることを考え実践できる人権意識を養う。
- ・道徳の時間・学級指導を中心とした学校教育全体を通して、思いやりの心を育み、自他共に認め合える心情を育てる。また、いじめ問題を自己のこととして捉え、考え、議論する場を積極的にもつ。
- ・保健学習や性に関する指導、飼育栽培活動などを通して、自他の生命を大切にする心情を育てる。
- ・自然体験活動や集団宿泊体験等を通して社会性、自然を大切にする心、優しさ、規範意識を育てる。
- ・夢発見プログラムに基づくキャリア教育活動を通して社会性を育てる。
- ・道徳の授業、学級活動・児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題に向き合い、考え、伝え合う場面を設定したり、人権を尊重することの大切さを呼びかけたりする活動を行う。

④ 児童とふれあう時間を大切にする。

- ・児童一人一人の些細な変化に気づける、鋭敏な感覚を磨くように努める。
- ・日々の会話や遊びを大切にし、児童との信頼関係を深める。
- ・なかよし班活動の効果的な活用を工夫する。

(2) 特に配慮を必要とする児童への対応と理解教育の必要性

- ・配慮を要する児童の特性や児童の言動の背景を捉え、適切な支援を行う。
- ・保護者との連携を密にし、適切な支援について、共通理解を図る。
- ・特別支援学級や特性への理解、またそれに応じた学ぶ場の選択肢等について、時期を定め、生徒指導部・特別支援教育部が作成した理解教育の原案をもとに全校体制で理解教育を進める。
- ・自閉症スペクトラム、情緒障がい、知的障がい、LD、ADHD等の特性やLGBT性的マイノリティーであること、原発事故で被災したこと、未知のウィルスに感染したことが偏見や生きにくさ、いじめにつながることをないように全校体制で理解教育を推進し共生の心を育む。
- ・学校生活のあらゆる場面で、支援の必要な児童について、まわりの児童へ仲間としてできる支援を考えさせ、行動できるように指導する。
- ・特別支援教育部とにこにこ委員会の連携を密に情報を共有し、効果的に対応する。
- ・園や中学校等と配慮が必要な児童について情報共有を行う。

(3) 地域や家庭との連携・協働及び保護者への支援

- ・PTAの集まりや、学校からのたより、ホームページ等を通して学校経営方針やいじめ防止等に対する学校の取組について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・学校・PTA・地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域や家庭との連携・協働した対策を推進する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止のために、情報モラルの向上を図る。
- ・児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努める。
- ・必要に応じてインターネット・携帯電話関連の事業者に協力を求め、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図るとともに保護者への啓発と呼びかけを行う。

4 早期発見のために

(1) いじめの積極的な認知と情報の共有

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識を持って、児童の様子を観察したり、情報収集を行ったりする。
- ・一見けんかやふざけ合いに見え、本人たちがそのように言っている場合でも、見えないところ

ろで被害が発生している場合があり得る。児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・いじめの疑いがあると感じた場合は、担任一人で抱え込んだり、隠したり、軽視したりすることのないよう日頃からの声がけに努め、学年部や生徒指導主任と情報を共有する。
- ・いじめや問題行動があった場合は、担任が内容や対応について職員会議等の場で情報発信し、全職員一丸となって対応する。遊び方・落書き・もの隠し・物品の破損等は、児童の心の SOSサインと捉え、生徒指導主任が、全教職員に注意喚起を行う。

(2) アンケートに基づく実態把握

- ・生活にかかわるアンケートを学期に1回行い、その中にいじめ発見にかかわる項目を入れ、それを活用した定期的な教育相談(年3回)を行う。
- ・アンケート Q-U を活用し、学級や児童の様子を把握するとともに、配慮を要する児童に対する対応を決めて指導にあたる。その情報を職員会議で共有する。

(3) 相談窓口の設置

①担任以外の窓口

- ・年度当初、担任以外に管理職、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーターが相談窓口であること、困った時には遠慮なく相談できることを周知する。
- ・学期に1回行うアンケートの中に、相談したい先生の欄を設け、担任以外でも気軽に相談できる体制を整える。
- ・電話相談等の紹介ちらしやポスターについても、適宜周知する。

②スクールカウンセラーの活用

- ・便り等で、スクールカウンセラーの来校日を周知し、困ったことがあればいつでも遠慮なく相談できる体制を作る。悩みがあると思われる児童については、担任や教育相談コーディネーターが積極的に SC相談について働きかける。

5 いじめ事象への対応方法

(1) 発見から対応へ

- ・発見者は、管理職、生徒指導主任に必ず報告・連絡し、まずはいじめの状況を止める。にこにこ委員会で情報共有、対応を相談する。被害児童の気持ちに寄り添う事を第一にいつ、だれが、何をするかを明確にしておく。
- ・にこにこ委員会が対応の中核として機能し、よりよい解決を図っていくために、該当学年部はもちろん、必要に応じて前担任、SSW、SCの参加も視野に開催する。
- ・教育委員会へいじめを認知した旨を報告する。

① 被害児童・保護者の支援

いじめを受けた本人はもとより、その保護者についても十分に配慮をした上で支援する。まずはいじめの実態を止め、いじめを受けた児童の保護を第一に事実確認を行う。また、調査方針の説明(目的、主体、スケジュール、調査事項、方法、結果の提供)を丁寧に行う。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

○いじめを受けた児童にも責任があるという考え方に立つことのないように共通理解を図る。

○被害児童の心の傷を癒す・不安を取り除くなどの心のケアを最優先とする。

- 被害児童への聞き取りは、心の安定回復に向けた配慮のもと、そのあり方を十分検討したうえで、可能な範囲で行う。
 - 被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との信頼関係を築くことを大切にし、登校に不安を感じている場合は登校を無理強いしない。
 - 必要に応じて学校外の居場所・学びの場を紹介し、被害児童を継続的に支える体制をつくる。
 - 状況に応じて連携機関・専門家等の協力も得ながら継続的な支援を行う。
 - いじめを受けた児童の保護者に対しては、聞き取り等で明らかになった事実、児童の心のケアを最優先に考えていること、今後の取組方針を伝え、今後の連携について協力を求める。
 - 被害者の保護とともに、いじめを知らせた児童についても心身の安全を確保する。
- ＊いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。いじめ加害者やその保護者の中には「誰がそんなことを先生に言ったのか」を詮索しようとする場合があるので、学校側のチームとしての対応を統一しておく。

②指導の手順

事情を聞く場合は、「複数で」を基本に。

i 事情を聞く。

- いつ、どこで、だれが、なにを、どんな気持ちで、などいじめに関わる客観的事実を具体的に把握する。
- 一人ずつ、別室で複数教職員での聞き取り。（被害児童…聞き取りが可能な場合のみ、加害児童、周辺の児童）
- 複数から事情を聞く必要がある場合は、教員が手分けをして、一人ずつ別室で。
＊加害児童が複数に及ぶ場合、聞き出した事実を対応した教員同士でつき合わせ矛盾点がないか確認する。矛盾点がある場合は、再度聞き取りを行い、矛盾点なくなるまで根気強く繰り返す。
- 緊急を要する場合以外は、児童の学習権の保障への配慮を忘れない。
- 必要に応じて、アンケートを実施するなど、客観的な事実を積み重ねる。

ii 指導をする。

- だれが、どのような指導をするかについてにこにこ委員会で相談する。
- いじめがあったことが確認された場合のいじめた児童への指導
 - ・複数の教職員が連携し組織的にいじめを止めさせ、継続的に指導を行う。
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、決して許されないこと、周りの友達からの信頼を失う醜くかっこ悪いいじめの側の姿を理解させ、自らの行為がいかに人としてやってはならないことなのかを自覚させる。
 - ・いじめた児童の保護者に対してはその心情に寄り添いながら、いじめの事実について迅速かつ正確に連絡し、理解を得たうえで問題の解決に向けた協力を求め、継続的な関わりと対話及び支援を行う。
 - ・場合によっては出席停止や懲戒、警察との連携による措置を含め、毅然とした態度での指導が必要になることも想定しておく。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、加害児童が抱える背景にも目を向けながら、これま

でのがんばりや長所にもふれ、いじめの行為はやってはならないことであると厳しく指導する。その際は、人格を否定することのないよう留意し、前を向いて同じ過ちをしない健全な成長を目指すように促す。

- ・いじめ再発防止のための取組や考え方を話し、指導する中で、加害児童が明るい展望を感じることができるようにする。
- ・いじめた児童が孤立感・疎外感を感じ自尊感情が低下することがないように、SC や SSW と連携を図りながら指導・支援を行う。

●いじめがおきた集団への指導

- ・いじめを傍観していた児童に対しても自らの問題として捉えさせ、たとえいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせるなど自分にできることは何かないかと思案し、実践できる勇気を持つように指導する。
- ・いじめ行為に同調していた児童に対しては、その行為がいじめに加担する卑劣で無責任な行為であることを理解させる。
- ・学校という場が、すべての児童が互いを尊重して認め合う人間関係を構築し、安全で安心して生活ができる場でなければ、誰もが幸せに学校生活を送ることができないこと、そんな学校や学級になるように、児童みんなの力で作り上げていくことが自分自身の幸せにもつながるということが感じ取れるような指導をする。

iii 家庭連絡

○いじめを受けた側の家庭には、いじめの事実と指導の手順について家庭訪問等を行い、顔を合わせて互いの表情も感じながら話（連絡）をする。

●聞き取った事実関係や以下の内容を伝える。

- ・いじめから守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するようにすること。
- ・状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りなどを行う中で安心・安全を確保すること。
- ・児童にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い、支える体制を作ること。
- ・安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を作ること。

○いじめた側の家庭には、できるだけ児童の口から話をさせ、並行して学校から連絡（家庭訪問又は来校してもらう）をする。こちらも顔を合わせて互いの表情も感じながら話（連絡）をする。

●聞き取った事実関係や背景の他、以下の内容を伝える。

- ・いじめは、いじめる側の問題である。どんなことがあっても、人をいじめてよい理由など決してないこと。
- ・聞き取った事実に対する保護者の理解や納得が得られたかどうか確かめること。
- ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力してほしいこと。
- ・個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して以後の対応を行っていくこと。

○家庭から家庭への謝罪等については、無理強いにならないように気をつける。

○いじめた側の指導が一通り終わった段階で、いじめを受けた側・いじめた側双方の保護者に再度連絡し、今後の指導などを伝えとともに、保護者の心情の理解

に努め、気持ちに寄り添った取組を推進する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ることができるとも伝える。

iv 事後指導

- 関係諸機関への報告と連携を図る。
- いじめられた側についての声かけや見守りを怠らない。
- いじめた側についても様子を見ながら愛情を持って観察する。
- いじめられた側の家庭に、定期的に連絡を入れる。(必要に応じていじめた側にも)
- いじめに係る行為が止んでいることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つが満たされているか(「いじめの解消」の定義)を注意深く見守る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥った場合を指す。

- ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童が自死を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を受けた場合
 - 精神性の疾患を発症した場合など
- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応に着手する。
- ③児童や保護者から申し立てがあった時
 - その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものと受け止めて報告・調査にあたる。

(2) 対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。
- ④ 調査をもとに重大事態の解決・解消に資するとともに、重大事態が発生させた学校教育の在り方の見直しに資する。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

調査実施前に当該組織が以下の6つの事項について説明する。

- ・調査の目的、目標
- ・調査の主体(組織の構成、人選)

- ・ 調査時期・期間
- ・ 調査事項
- ・ 調査方法
- ・ 調査結果の提供

アンケート等の実施により得られた情報については、被害児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる児童や保護者に丁寧に説明する。

7 その他

(1) 保護者との連携と評価

- ① 本校いじめ防止基本方針は、学校ホームページ上に掲載することを通して、保護者や地域に取組を周知する中で、連携が図れるようにする。
- ② いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を学校評価の評価項目に位置づける。いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を確認し、改善につなげる。

(2) 校内研修の充実

- ・ いじめ防止基本方針に基づく適切かつ着実な取組をめざし、校内研修の充実を図る。

(3) 学校相互間の連携体制の整備

- ・ いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合、学校相互間の連携協力体制の構築を図る。